

## V 脆弱性評価

### 1. 脆弱性評価の考え方

#### (1) 脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、鳥取県の強靭化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

※基本法第九条第五項

「国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと」

県土の脆弱性を評価することにより、以下を把握することができる。

#### ① 脆弱性を知る

脆弱性評価により、大規模自然災害に対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかなど、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討することにより、国土強靭化地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等が明らかになり、地域の強靭化を推進すべき策定主体等との間で、危機感と取組の必要性を共有することができる。

#### ② 重点化・優先順位を明らかにする

脆弱性評価の結果や2期計画課までの取組成果を踏まえながら、地域特性に応じた影響の大きさや緊急度並びに現在有している資源等を考慮して、より客観的な形で施策の重点化・優先順位付けを行う。

#### ③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識する

県と市町村、民間事業者、地域住民等も参画して計画を策定することにより、それぞれの主体が自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組を一体的に推進できる。

## (2) 脆弱性評価の流れ

脆弱性評価は以下に示すフローにより実施する。なお、【STEP2】、【STEP3】は先述した「計画策定の流れ」で示したものである。

### STEP2 「最悪の事態」・施策分野の設定

#### 1. 想定する大規模自然災害の抽出

【県内】地震、津波、豪雨・暴風雨、土砂災害、豪雪・暴風雪  
【県外】南海トラフ地震

#### 2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「備えるべき目標」を損なう32のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

#### 3. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組分野として、「個別施策分野」と「横断的分野」を設定する。

##### ●個別施策分野

- ①行政機能分野
- ②住環境分野
- ③保健医療・福祉分野
- ④産業分野
- ⑤国土保全・交通分野

##### ●横断的分野

- ①リスクコミュニケーション分野
- ②老朽化対策分野
- ③研究開発分野
- ④人口減少対策分野
- ⑤人材育成分野
- ⑥官民連携分野
- ⑦デジタル活用分野

### STEP3 脆弱性の評価、課題検討

#### 4. 現行施策の評価と課題の抽出

##### 現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標を選定する。

##### 現状分析

県等の取組について、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

##### 脆弱性評価まとめ

32の「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を把握する。

## 2. 現行施策の評価

施策の評価は、前述した【STEP1】の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての8つの事前に備えるべき目標と、【STEP2】の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本県の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、第2期計画までの取組の成果（施策の達成状況）から加速させるべき施策がないかなどの点を確認する必要がある。

### 第2期計画の進捗状況の評価分析（令和7年3月末時点）

- 行政機能、保健医療・福祉、国土保全・交通、住環境の4分野では、85%以上の重要業績指標（KPI）で目標に対して順調に進んでいる一方、産業分野では80%にとどまっている。
- ハード整備や行政、民間事業者、各種団体主体の施策は概ね順調に進捗している。
- 自助、共助に係る住民主体の取組（消防団、住宅耐震化等）について、行政等主体の取組よりも進捗が遅れていることから、地域防災力強化に資する具体的な対策の促進が必要であるとともに、「住民の主体的な取組に関するKPI」を含め、各分野で取組が遅れている施策について、促進していく必要がある。

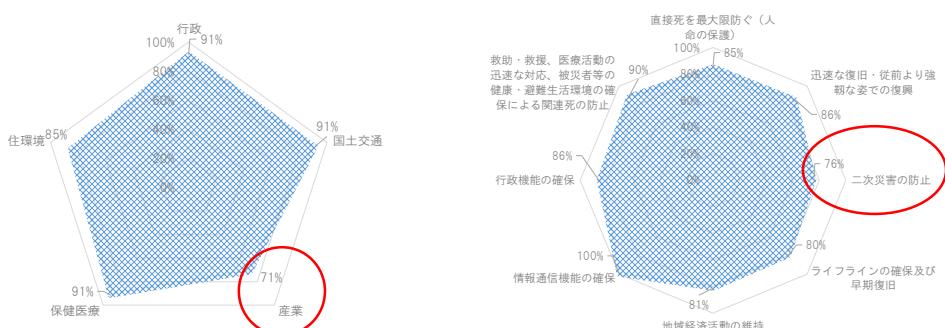
#### 《計画どおり進んでいる主な取組》

- ✓ 樹木伐採・河道掘削の対策箇所数、河川水位計の設置基數等の河川対策
- ✓ 土砂災害危険箇所整備率、要配慮者利用施設を保全する土砂災害対策実施率といった自然災害に対する防災対策
- ✓ 市町村・商工団体との連携による地域創業件数

#### 《計画より遅れている主な取組》

- ✓ 家具等の転倒防止対策実施率、感震ブレーカー設置率
- ✓ 県内大学生の県内就職率、合計特殊出生率、転出超過数、消防団員数
- ✓ 山地災害危険地区整備率、土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定率
- ✓ 自然災害等に対応する防災訓練の実施（社会福祉施設）
- ✓ 住宅の耐震化率
- ✓ 地域ぐるみで農地の維持に取り組む農用地面積の割合
- ✓ 内水ハザードマップ作成市町村数

- なお、計画より遅れていると評価した取組の多くは、国の第1次国土強靭化実施中期計画（計画期間：令和8~12年度）で特に推進が必要とされる施策に関連しており、第3期計画において、取組の強化や内容の見直しなどを行う必要がある。



※各項目に関するKPIの合計のうち、A（既に達成）、B（順調）の合計割合

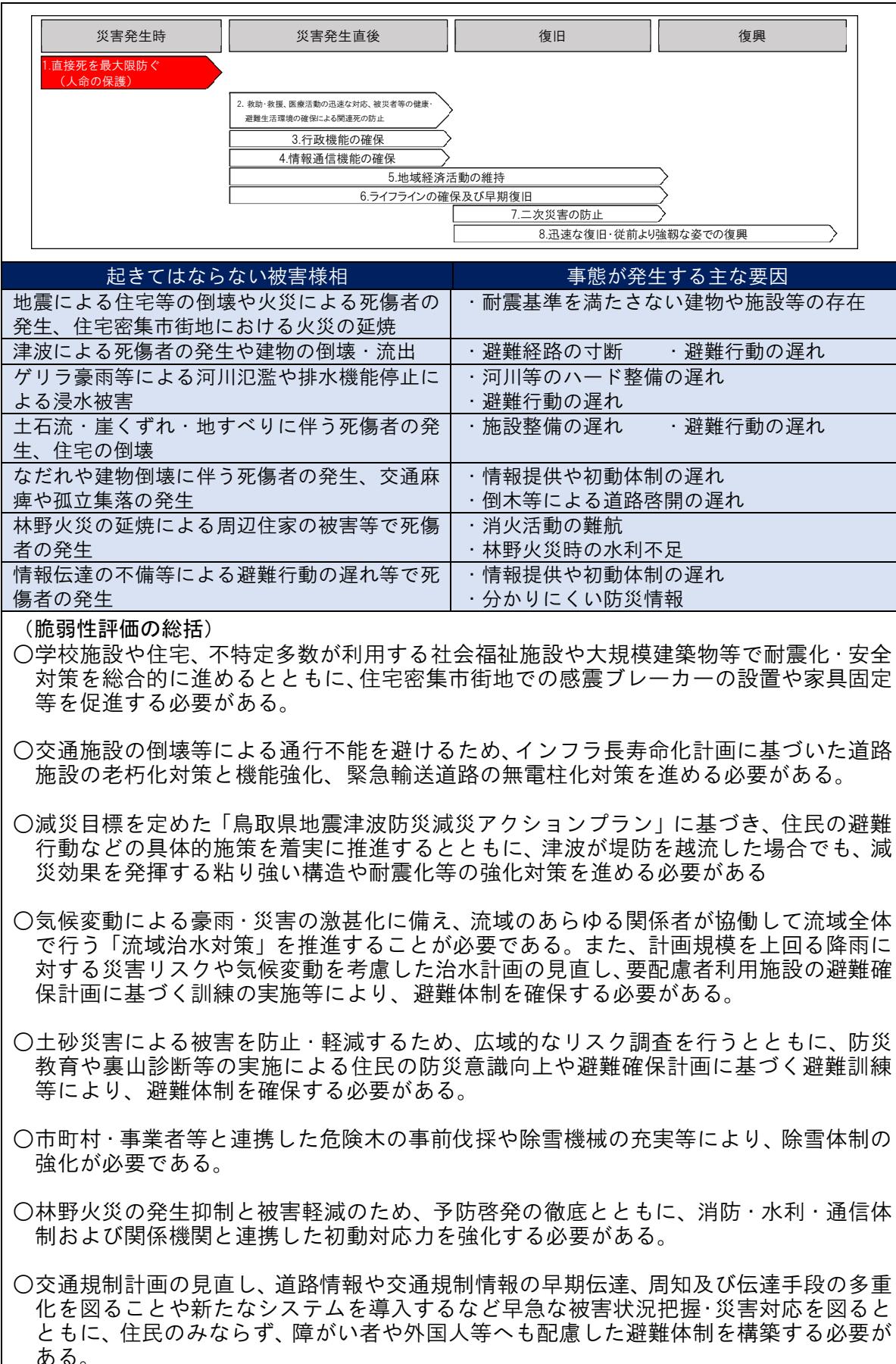
前章で設定した32の「起きてはならない最悪の事態」毎に、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について、脆弱性評価を実施した。その結果を〔別紙1 脆弱性評価結果〕に示す。災害が発生した場合、災害発生時、発生直後、復旧、復興の時間的な流れを持っており、8つの「事前に備えるべき目標」は以下のような時間軸に該当する。

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1.直接死を最大限防ぐ (人命の保護)			
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止		
	3. 行政機能の確保		
	4. 情報通信機能の確保		
	5. 地域経済活動の維持		
	6. ライフラインの確保及び早期復旧		
		7. 二次災害の防止	
		8. 迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	

上記を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」毎に設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を以下に示す。

また、施策分野間の連携を図るために横断的分野を設定し、「輝く鳥取創造総合戦略」と共通する課題のもとで、国土強靭化と関連が深いものを抽出して施策を設定し、相乗効果を高めながら進めていく。

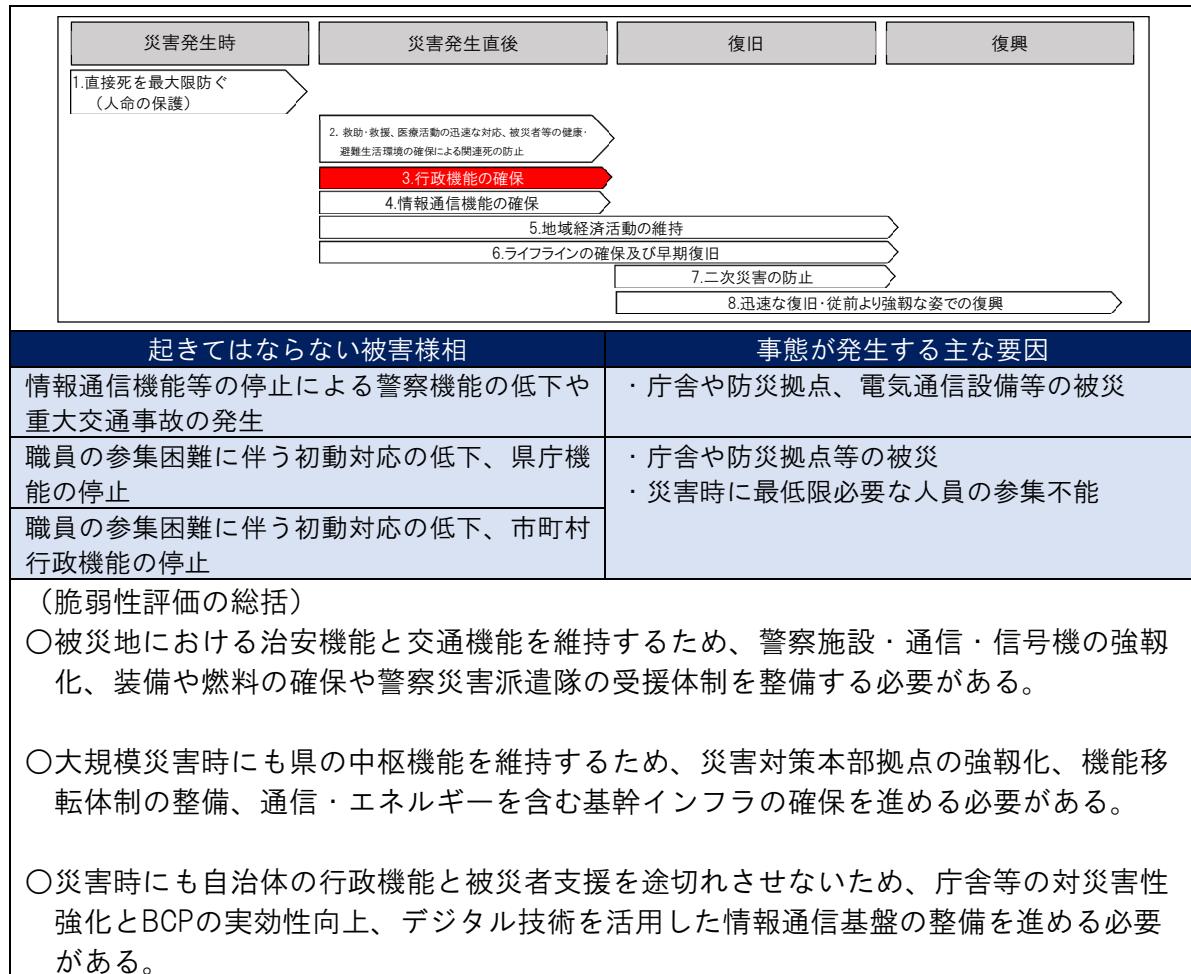
## 1. 直接死を最大限防ぐ（人命の保護）



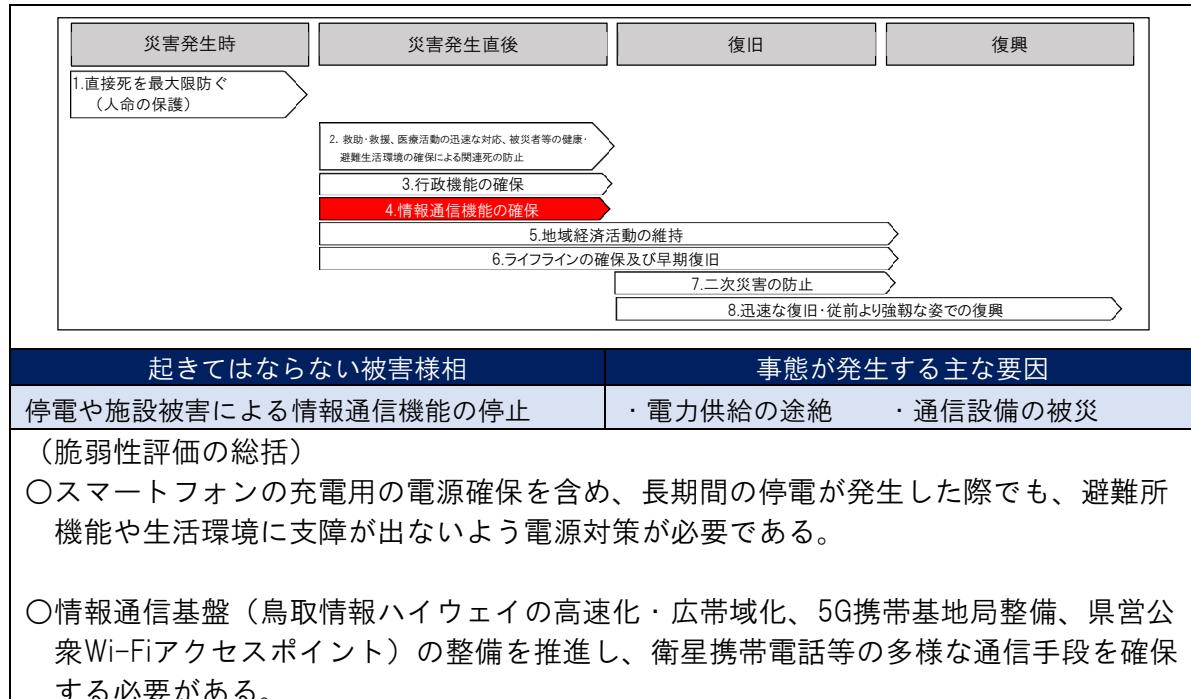
## 2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1.直接死を最大限防ぐ (人命の保護)	2.救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による間接死の防止	3.行政機能の確保	4.情報通信機能の確保
		5.地域経済活動の維持	6.ライフラインの確保及び早期復旧
			7.二次災害の防止
			8.迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因		
物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止	・被害者の増大による相対的供給不足 ・救助、救援要員、支援物資の不足		
道路寸断に伴う孤立集落の発生	・道路ネットワーク等の寸断		
救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止	・エネルギー供給の途絶 ・救助、救援要員、支援物資の不足		
停電による保険・医療・福祉機関等の機能停止	・エネルギー供給の途絶		
避難所における疫病・感染症の発生と拡大 (脆弱性評価の総括)	・劣悪な避難所環境 ・不十分な健康管理		
○長期的な物資供給の停止に対応するため、スフィア基準を満たす避難所を設置するため に必要な物資の調達体制の機能強化やラストマイルを含む円滑な支援物資輸送に必要な情報共有等の体制を整備する必要がある。			
○緊急輸送道路の整備など、道路の防災・震災等対策を進め、中山間地域における道路整備や代替性確保のための道路ネットワーク整備を図る必要がある。また、市町村や事業者等と連携して危険木の事前伐採を推進する等、道路啓開体制を確保する必要がある。			
○孤立集落の発生防止と早期解消を図るため、消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備による救助体制、関係機関と連携した事前対策と備蓄・対応計画の整備を総合的に進める必要がある。			
○消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成（特に、防災士をはじめとする地域防災リーダーや避難所サポーター）を図り、支え愛マップづくりや要配慮者利用施設への避難の支援など、地域防災力を強化する必要がある。			
○医療機能を維持するため、医療施設とライフラインの強靭化、医薬品備蓄と輸送体制の充実、DMAT、DWAT 等の各種災害派遣チームの体制構築、感染症対策および広域的な受援体制を一体的に整備する必要がある。			
○避難所における生活環境の整備のため、感染症防止対策として DICT(災害時感染制御支援チーム) の受け入れ体制の構築や、飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行う必要がある。			

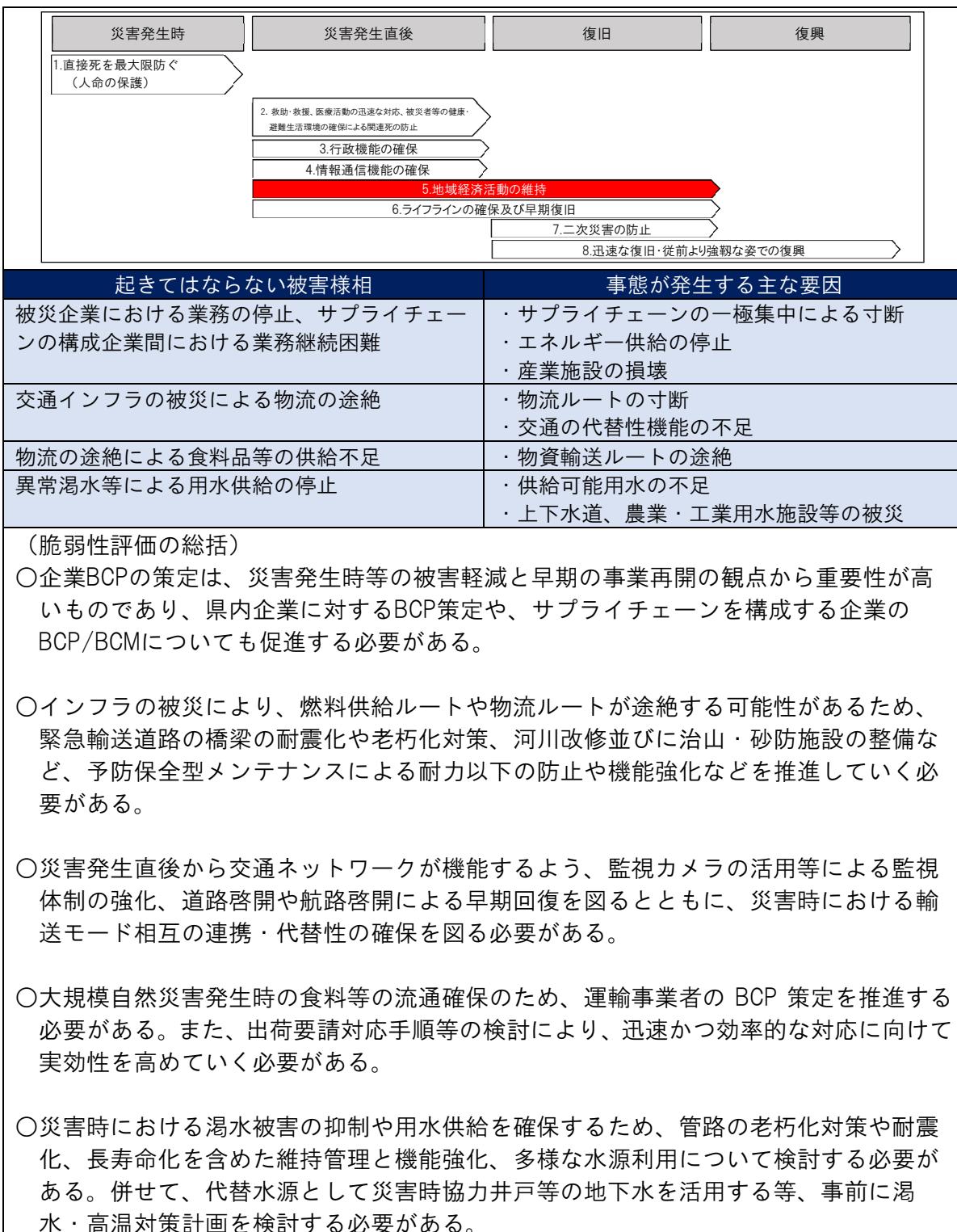
### 3. 行政機能の確保



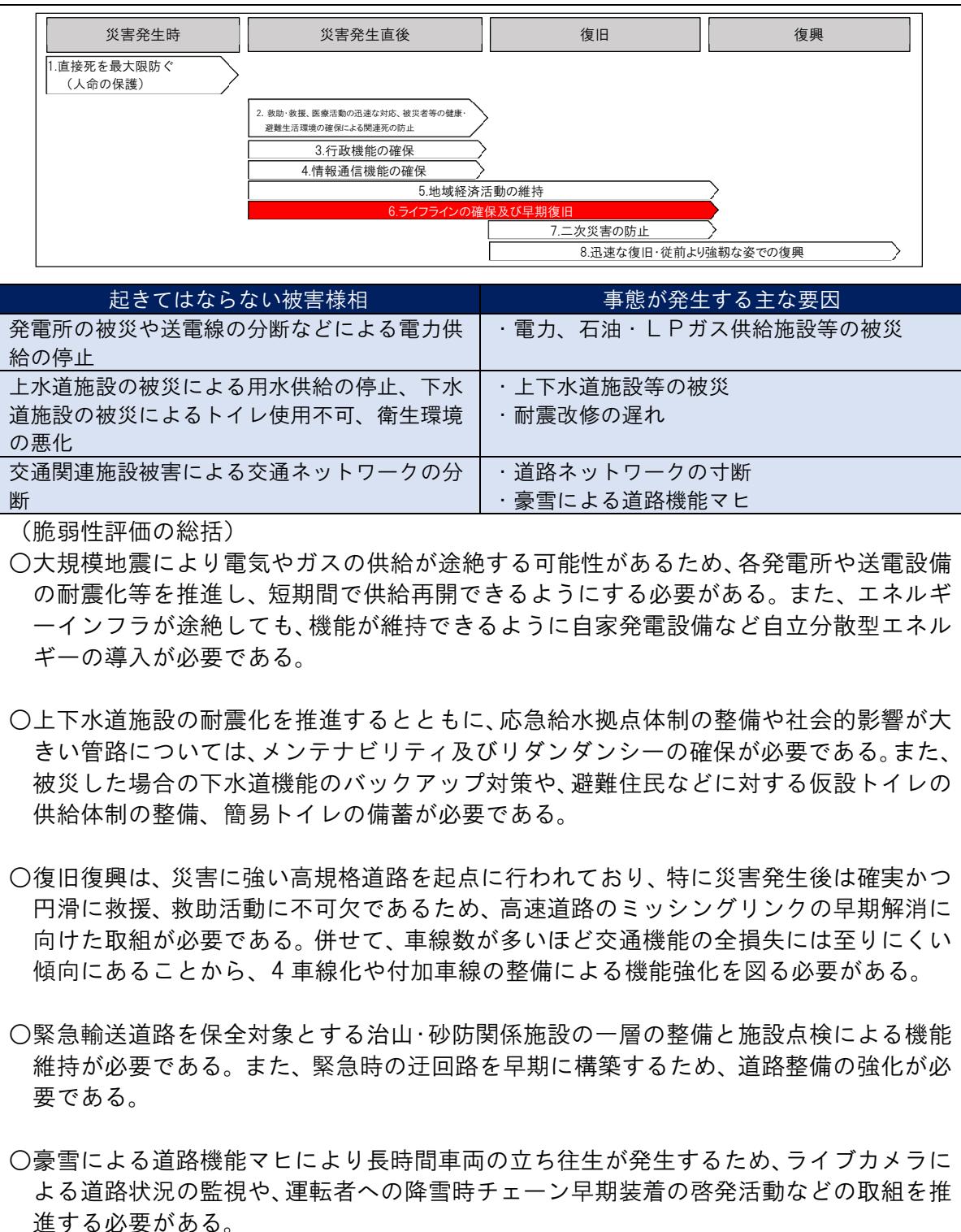
#### 4. 情報通信機能の確保



## 5. 地域経済活動の維持



## 6. ライフラインの確保及び早期復旧



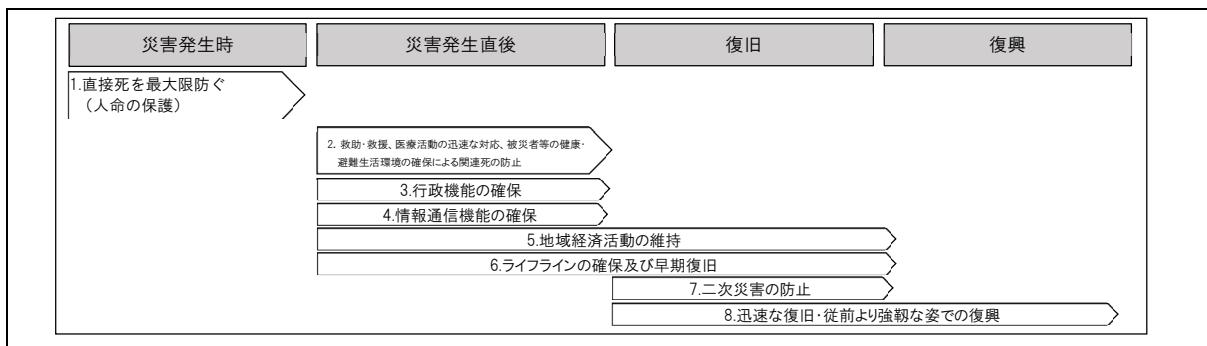
## 7. 二次災害の防止

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1.直接死を最大限防ぐ (人命の保護)	2.救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	3.行政機能の確保	4.情報通信機能の確保
	5.地域経済活動の維持	6.ライフラインの確保及び早期復旧	7.二次災害の防止
			8.迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因		
延焼拡大による市街地の大規模火災の発生、沿道建築物の倒壊による道路閉塞とそれに伴う交通支障の発生	・地域防災力、救出救助体制の不足 ・耐震基準を満たさない建物や施設等の存在		
ダム等の決壊による下流域への被害の発生	・ダムやため池の劣化、地震耐性の不足 ・農地や森林が有する国土保全機能の低下		
有害物質の拡散・流出による被害の発生 農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生	・事故対応力の不足		
(脆弱性評価の総括)			
○市街地での大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織を充実強化することが必要である。また、地震等に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化、関係団体との協定等の水利確保の取り組みが必要となる。			
○複合災害の発生等により、応急対策が混乱し応急対応箇所のスクリーニングができず、適切な人員や資機材配置ができなくなることを避けるため、あらかじめ様々な災害パターンを見据えた人員・資機材の配置計画を作成しておく必要がある。			
○大規模地震の際、管理するダムやため池本体が、決壊等の大きな被害を受けないよう、耐震化および、適切な維持管理を進める必要がある。また、ダムの管理に支障を生じさせないよう、設備等の耐震化を進める必要がある。さらに、ダム決壊の恐れがある場合等に、速やかかつ確実に、下流地域への避難指示等を行えるよう、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。			
○汚染・有害物質の流出事故等に対応するため、種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。			
○風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。			

## 8. 迅速な復旧・復興

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1.直接死を最大限防ぐ (人命の保護)	2.救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	3.行政機能の確保	4.情報通信機能の確保
	5.地域経済活動の維持	6.ライフラインの確保及び早期復旧	7.二次災害の防止
			8.迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因		
災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ	・災害時の対応力の不足		
建設業関連など人材の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興の遅れ	・専門家や技術者、技能労働者等の担い手不足 ・事前復興ビジョンや地域合意の欠如		
貴重な文化財や環境的資産の喪失、長期避難生活による地域コミュニティの崩壊	・修復技術の伝承が困難 ・地域コミュニティの低下		
緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ	・道路ネットワークの寸断		
液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水	・海岸堤防等のハード整備の遅れ		
(脆弱性評価の総括)			
○災害廃棄物を処理する市町村において、災害の種類、廃棄物の種類と量を想定し、処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画の改定や計画の実効性高めるための検討を進める必要がある。また、災害廃棄物の種類、量に応じ、広域処理のため他都道府県自治体の受入協力に関して検討する必要がある。			
○地震、津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図るとともに、派遣要員の確保等による人的資源の代替性の向上が必要である。			
○大規模災害発生後に復興計画を策定していくには、復興に時間を要し、復興が長引くと人口減少や経済の衰退を招きかねないことから、あらかじめ事前復興計画を策定しておく必要がある。			
○災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、災害中間支援組織（災害支援団体の活動支援及び活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る必要がある。			
○災害が起きたときの対応力を向上するため、ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域のコミュニティ力を強化する必要がある。			
○物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及び代替性の強化を行い、輸送手段相互間の連携、リダンダンシーの確保に向けた取組を強化する必要がある。			
○計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや、気候変動を考慮した治水計画の見直しを進める必要がある。また、発生頻度が高く、浸水被害発生までの時間が比較的短い内水氾濫被害について、ハザードマップ作成や浸水対策を推進する必要がある。			

## 横断的分野



### (脆弱性評価)

- 中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでいるため、災害時の避難誘導の困難化や孤立集落の発生、森林の荒廃や耕作放棄地の増加など、被災ポテンシャルが高まっており、これらの住民への対応が必要である。
- 土木インフラの老朽化に対して機能の健全化を持続するため、定期点検等を実施し、長寿命化計画に基づく施設の計画的な修繕・更新、機能強化等を行う必要がある。
- 人口減少、高齢化の進行による人手不足が進行するため、インフラ設備の維持管理の効率化・省力化を図る必要がある。
- 迅速な復旧・復興のため、インフラメンテナンス等を担う、地域に精通した建設業の技能を習得した労働者等民間事業者的人材の確保・育成が必要である。
- 災害対応において、民間事業者やボランティア団体、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や人材、組織体制等の活用に向け、中間支援組織の整備など官民連携体制の構築の強化が必要である。
- 地域防災力向上に向けた、より効率的な災害情報の収集、伝達や、効果的な訓練を実施するため、IoTセンサーヤ VR 等を活用したデジタル・トランスフォーメーション (DX) を推進する必要がある。

## VI 強靭化のための取組

### 1. 国土強靭化に向けた方向性

施策プログラムは、本県の強靭化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」毎に、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の施策の方向性に留意して設定する。

#### ① 強くしなやかな県土づくりによる「輝く鳥取創造総合戦略」との連携

国土強靭化は、いかなる自然災害が起こっても機能不全に陥ることが避けられる県土づくりを推進するために、「強さ」と「しなやかさ」を持った「持続可能で強靭な鳥取づくり」を進めていくものである。

これは、平時から、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を盛り込み、将来にわたって持続的に発展していくゆるぎない地域力を育み、強くしなやかな「輝く鳥取」の創造を目指す地方創生と目標が共通しており、これらと相乗効果を發揮しながら推進していく必要がある。

#### ② デジタル・トランスフォーメーション（DX）の活用と人材育成

本県は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景とする様々な地域課題がある中、県内産業の生産性向上や高付加価値を目指すうえで、デジタル技術の活用は非常に有効であり、産業・医療・福祉などの様々な分野において、新技術の導入を含めた有効な取組を推進する必要がある。

一方で、地震や豪雨など大規模自然災害等は激甚化・頻発化しており、インフラ・防災・減災分野においても、先端技術・IoT ネットワークの活用など、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していく必要がある。

また、デジタル技術を適切かつ積極的に活用できる人材の育成、デジタル化の推進を牽引する人材の育成を図る必要がある。

#### ③ 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化への対応

災害に強い県土づくりを進めていくため、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや治水計画の見直しを進めるとともに、堤防などのハード整備やハザードマップ作成などのソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を進める必要がある。

また、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供や地域水防力の強化を推進し、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。

さらに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化、海面水位の上昇を踏まえ、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民など）が協働して行う治水対策「流域治水」への転換を図り、「田んぼダム」などの取組を推進する必要がある。

加えて、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に老朽化する中、対応が追い付かず災害耐力の低下を招く事態に陥っているため、老朽化対策と併せて機能強化を推進するなど、予防保全型メンテナンスを一層促進させる必要がある。

#### ④ 交通ネットワーク、行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

県内外で発生する大規模災害時においては、救助・救援・医療活動などの迅速な対応のため、公有建築物の耐震化や自家発電施設の設置、情報通信機能の代替性・多重性を確保する必要がある。

特に、災害発生直後では、交通ネットワークの機能確保が重要となるため、複合災害や過酷な災害状況下を想定するなど、道路啓開などの体制強化を図る必要がある。

また、復旧・復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われいることから、ミッシングリンクの早期解消、4車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

#### ⑤ 近年の社会情勢の変化、大規模災害で得られた教訓の反映

能登半島地震を起因とした地震・津波・火災、土砂・洪水氾濫といった複合災害、大船渡市で発生した林野火災から得られた教訓を踏まえ、新たなリスクシナリオの追加や施策プログラムの見直しなど、計画に反映させる。

その他、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を受け、インフラメンテナンスの重要性を再認識し、点検・調査のデジタル化による効率化や見える化を推進する必要がある。

#### ⑥ 強靭化に向けた継続した取組の推進

これまで進めてきた土木インフラの整備や老朽化対策、建築物の耐震化、地域防災力向上に資する支え愛マップ作成や防災教育などの施策については、3期計画においても継続させる。

行政のみならず、自助・共助に係る事業者や住民主体の取組について、一層促進させる必要がある。

## 2. 施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本県の強靭化に向け、32の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。

### 1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）

#### （多重防御）

大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

#### （地震・津波）

1-1-1 居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止、ブロック塀倒壊防止等の対策を促進する。併せて、住宅密集地での感震ブレーカー設置、市町村による耐震性貯水槽の設置等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。

1-1-2 住宅の耐震化については、市町村及び建築士事務所協会等と連携し、古い木造住宅が密集するエリアや高齢化率の高い地域等を対象とした戸別訪問等により耐震化の促進やフォローアップ（耐震ケースマネジメント）を実施する。さらに、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、耐震対策の低コスト化及び普及啓発を図る。また、高齢者等の耐震改修が困難な住宅所有者が個々の事情に合わせて耐震対策の方法を選択できるよう、補助制度の充実化や、安価な改修工法の普及を図る。

1-1-3 避難所に指定されている県立学校施設や公立小中学校施設について、耐震化済の施設を含め、避難時の環境改善に必要な施設整備を促進する。また、幼稚園や保育所についても耐震化を促進する。

1-1-4 空港、港湾、鉄道、緊急輸送道路等の主要な交通施設や、沿道建築物等の耐震化を促進する。

1-1-5 「鳥取県公共施設等総合管理計画」や「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、防災拠点等施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化を進める。

1-1-6 震源毎の地震動予測や液状化危険度予測、建物被害予測、地盤等の危険情報の共有・周知を推進する。

1-1-7 倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明

空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる「鳥取県空き家対策協議会」や、市町村が有識者や地域の代表者等と話し合う場（市町村空き家対策協議会等）で検討を行う。

1-1-8 安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の整備を促進する。

また、避難行動や消火・救助活動の妨げとならないよう、緊急輸送道路をはじめとする市街地等の幹線道路において必要な無電柱化を計画的に進める。

1-1-9 高盛土を含めた大規模宅地造成地では地すべりや液状化による家屋被害が危惧されることから、県・市町村においては、安全性把握調査の実施や液状化ハザードマップの作成に努めるとともに、その被害予測や宅地の耐震化対策に取り組む。また、県や鳥取市は安全性把握調査に基づき規制区域の見直しを図るとともに、盛土工事の適切な把握と管理を推進する。

1-2-1 気候変動を踏まえ、河川・海岸堤防等の強化を推進し、被害の最小化を図る。また、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波や高潮に対して、海岸堤防の粘り強い構造への機能強化等を図る。

1-2-2 地震・津波に備え、海岸侵食対策を推進するとともに、気候変動を踏まえた鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づく、適切な維持管理を図っていく。

1-2-3 関係機関の連携により、津波ハザードマップ、高潮ハザードマップ、津波避難計画等の周知を図るとともに、避難訓練等の実施により自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。

1-2-4 河川・港湾監視カメラや河川水位計により、津波の影響による水位上昇の状況把握を行い、監視を継続していく。

1-2-5 大規模地震等による被害を最小限に留めるため、港湾施設のみならず、河川堤防、水門・樋門等の耐震化や老朽化対策など、耐災害性の向上に努める。さらに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化・無電力化による対策についても推進していく。

1-2-6 これらの取組により、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進する。

1-2-7 南海トラフ巨大地震等発生時には、被害の大きい都道府県の応援に回る可能性があるが、協定を締結している徳島県等との連携を強化するため、平時より情報共有を強化し、応援計画を作成するなどの対策を図る。

#### （豪雨・水害）

1-3-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。

1-3-2 局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直しを検討する。また、浸水常襲地域においては、市町村や関係機関と連携して、下水道や排水機場の整備等、内水対策を併せて推進する。

1-3-3 特に、洪水による影響が多大となる国管理河川（千代川、天神川、日野川、中海）の計画的な整備や、浸水常襲河川や近年浸水実績のある県管理河川（塩見川、大路川、由良川、加茂川、小松谷川等）の重点的な整備を進めるほか、短期対策として河川堤防強化対策（堤防舗装等）、防災重点農業用ため池の防災・減災対策や継続的な対策として樹木伐採・河道掘削を進める。また、流域治水の取組として、特定とし河川の指定や流域貯留施設（田んぼダム、ため池洪水吐スリット、プール貯留、雨水貯留タンク等）の拡大に向けた取組を推進する。さらに、高波の影響が大きい皆生海岸等の海岸侵食対策や内水浸水被害を軽減させるため、雨水管渠、雨水ポンプ場の整備を促進する。

1-3-4 自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。

1-3-5 防災重点農業用ため池について、ハザードマップ作成により下流域のリスク周知を図るとともに、点検・診断結果を踏まえた豪雨・耐震対策を推進し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を講じる。

1-3-6 河川、海岸等の施設を健全な状態に保つため、インフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき、河川管理施設等の点検と老朽化対策の実施等、予防保全型の維持管理を推進する。

1-3-7 洪水浸水想定区域等におけるハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨状況、河川・ため池水位等の危険情報に対応した警戒避難体制の構築と市町村、住民への河川・ため池監視カメラ等を用いた分かり易く的確な情報の伝達・提供を行う。

1-3-8 洪水時のリアルタイムな河川情報を配信するため、低コストな危機管理型水位計や河川監視カメラ等の設置・機能強化を進める。

1-3-9 住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえ、立ち退き避難と次善の策である2階以上への垂直避難等の的確な行動判断の構築に向けた取組を進める。

1-3-10 想定し得る最大規模の降雨及び中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域図に 対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。

1-3-11 土砂崩れに伴う流木流出による河川の閉塞被害が懸念されるトラブルスポットの下流域への被害軽減対策を進める。

1-3-12 ダムの洪水調節容量を確保するため、気象予測に応じた早期の事前放流を行い、下流域における洪水被害の軽減を図る。また、ダム下流においては避難訓練等による住民避難体制の継続を推進する。

1-3-13 他機関連携タイムラインの拡充と確認、建設業協会と連携した水防体制の継続等により水防体制の強化を図る。

1-3-14 橋梁等の専門性が高い業界と新たに協定締結するなど、災害発生時の緊急対応を強化する。

#### (土砂災害)

1-4-1 土砂災害に対しては、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点、避難所及び社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に進める。また、流木対策や土砂・洪水氾濫対策も考慮しつつ、ハード対策を進める。

1-4-2 土砂災害時の避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る。

1-4-3 土砂災害に伴う流木被害に対しては、透過型砂防堰堤の新設並びに既設堰堤への流木捕捉施設の整備を進める。

1-4-4 森林の適切な整備と保全を図るため、山地災害防止施設の整備による山腹崩壊等の復旧対策と予防対策を推進する。また、地形や地質状況等に応じた適正な間伐等の施業の着実な実施により、荒廃した森林の再生を促進する。

1-4-5 インフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき、施設の点検と老朽化対策の推進等、砂防施設や治山施設の適切な維持管理を推進する。

1-4-6 災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、引き続き、地図精度向上や土地改変に伴う土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害ハザードマップ作成を促進する。

1-4-7 降雨状況、土砂災害警戒情報等の時間経過に伴う危険度情報を、市町村、住民等へ分かり易く的確に提供し、住民の避難行動に繋がる情報発信を行う。

1-4-8 土砂災害の種類や危険性等を知り、自らが命を守る意識を醸成するため、地域や企業等への出前講座、裏山診断、小中学生への防災教育等を推進する。

1-4-9 土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、土砂災害警戒情報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である2階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な避難行動のため、地域防災マップの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。

1-4-10 要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定や訓練実施を推進する。

**再掲** 1-4-12 橋梁等の専門性が高い業界と新たに協定締結するなど、災害発生時の緊急対応を強化する。

(豪雪)

- 1-5-1 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。
- 1-5-2 地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
- 1-5-3 倒木や電柱等の倒壊による孤立集落が発生した場合に孤立状態の早期解消を図るため、道路啓開体制の整備、危険木の事前伐採や災害時における中電及びNTT等との連携を強化する。
- 1-5-4 暴風雪時の道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図る。
- 1-5-5 除雪を確実に行うための除雪機械の充実、スノーステーションや雪寒事業対策必要箇所の整備、民間委託を含めた除雪体制の強化に努める。

(林野火災)

- 1-6-1 市町村及び消防局とともに、森林所有（管理）者に対し、防火帯等の整備・維持管理及び既設の標識等の設置・維持管理を支援する。
- 1-6-2 市町村や森林組合等と協力して、適切な森林整備の推進と伐採木や枝葉の林外への搬出を促進する。また、樹冠火、地表火の抑制や消火活動に活用する林道・森林作業道への倒木除去、病害虫による被害木の除去等による林内可燃物の除去など、林内路網の適切な維持管理に努める。
- 1-6-3 市町村及び消防関係機関や森林組合等と合同で実践的な防災訓練を実施するなど、林野火災における初動体制を確保する。
- 1-6-4 大規模化する林野火災の延焼メカニズム等の知見や情報を取得するとともに、地球温暖化、気候変動や異常気象の影響等も注視し、林野火災防止に反映できるよう努める。
- 1-6-5 消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を円滑に行うため、平時から消防防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場及び空中消火で使用する給水場所の定期的な調査・点検や連携訓練や活動拠点及び空中消火用資機材の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。
- 1-6-6 林野火災時等に充水用として活用できるコンクリートミキサー車を所有している民間事業者等との協定締結に努め、充水体制を確保する。

1-6-7 「鳥取県林野火災予防月間」を定め、より重点的に広報、啓発活動を行い、林野火災防止の呼び掛けを強化する。

1-6-8 市町村や消防局と連携して、屋外焼却（野焼き）は農作業等のやむを得ない場合を除き原則禁止されていること等の広報を行う。併せて、例外的に認められている屋外焼却を行う場合は、消防局に届出をし、延焼防止に努めるよう周知を図る。

1-6-9 「火災警報」の発令基準について、林野火災等の防止につながるよう、近年の林野火災の事例や教訓を加味し、見直しを図る。

1-6-10 山間部で水利が限られ、消火栓も限りがあることなどに対応するため、あらかじめ簡易水槽やポンプ、ジェットシューターなどの資機材の備蓄や情報伝達手段の不感地帯を極力無くすため、衛星通信機器の導入を推進する。

#### （情報伝達等）

1-7-1 河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握するための、鳥取県防災情報システムや鳥取県土砂災害警戒情報システム等を活用し災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や、適切な避難情報の発出を図る。

1-7-2 ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害に対応するため、放流に関する多様な手段による下流域住民への迅速かつ確実な情報伝達を図り、指定避難所以外の安全な一時避難所（地域の集会所など）の確保や、早期の避難行動に対応できる体制の継続を推進する。また、ダム下流域における避難訓練・住民説明会等の取組を推進する。

1-7-3 災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、市町村における災害に係る避難情報の発令基準の明確化や手順確認を推進する。また、市町村における戸別受信機等の情報伝達体制の整備や、テレビ地上波によるデータ放送、インターネット及び報道機関と連携する等による迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。

1-7-4 県民が所有するスマートフォン等で災害情報・避難情報が容易に確認できるよう、アプリ機能や県のウェブサイトの向上により、防災情報に対するアクセシビリティの向上を図る。

1-7-5 河川水位計増設や浸水表示板設置に加え、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」を作成する取組を推進する。

1-7-6 地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード、ソフト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

1-7-7 高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインやヨメテル（AI音声認識により通話相手の音声をリアルタイムに文字にして伝えるアプリ）の活用等、多様な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。

1-7-8 大規模自然災害に対して、官民連携の防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。

1-7-9 国が構築する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）により防災関係機関同士の情報共有及び新物資システム（B-PLo）による物資調達や輸送を円滑にするとともに、速やかな情報発信により県民に対して適時的確な避難行動を促すため、県ホームページ等を活用した情報伝達などを行う。

## 2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保

### (物資供給等)

- 2-1-1 防災拠点への物資輸送や救助・救援、その後の復旧活動のため、「命の道」となる山陰道、山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路等の整備促進によるミッシングリンクの解消と鳥取自動車道等の高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。
- 2-1-2 緊急輸送道路の修繕・耐震化等による機能強化、境港等の海上輸送拠点の耐震化等、陸・海・空の輸送基盤の地震・津波、水害、土砂災害、豪雪対策等を着実に進める。
- 2-1-3 トラック、バス、鉄道事業者等の輸送モード間の連携等により、複数輸送ルートの確保を図る。
- 2-1-4 道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。
- 2-1-5 民間事業者の施設、設備、ノウハウ等を活用することにより、災害時におけるラストマイルを含む円滑な物資仕分け・輸配送体制の強化を図る。
- 2-1-6 災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動（道路啓開）の実行性を高める取組を進める。
- 2-1-7 災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、上下水道施設、電気やガス施設の耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画（BCP）策定等による災害対応力の充実を図る。
- 2-1-8 災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、飲料水等の生活関連物資の確保に必要な関係団体との協定を締結する等、関連機関が連携して流通備蓄を含めた非常用物資の備蓄量を確保するとともに、外国人を含む観光客等の帰宅困難者への対応を含めて民間との物資供給に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における備蓄（最低3日分（推奨1週間））について、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 2-1-9 住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）に避難していることを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行う体制の構築を図る。
- 2-1-10 道路啓開や救出活動、支援物資の輸送を迅速に行うため、建設業協会等の災害時応援協定を締結する民間団体との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行う。
- 2-1-11 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。

2-1-12 物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努める。

2-1-13 平時からの備蓄の管理や、災害発生時は国・県・市町村・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため国が整備している新物資システム（B-PLo）の利用を推進する。

#### （孤立集落）

2-2-1迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の減災・防災対策や機能強化を進めるとともに、道路防災や土砂災害・山地災害対策による道路ネットワークの確保を図る。また、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の整備、中電及びNTT等との連携を強化し、孤立状態の早期解消を図る。

2-2-2 道路の寸断等により孤立した場合に備え、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保及び携帯電話の不感地区解消や、衛星通信設備の整備による情報通信機能の確保を推進する。また、孤立の長期化に備え、孤立が予想される集落の住民に対して食料等備蓄の推奨や備蓄に係る市町村の取組を支援する。

2-2-3 孤立集落の解消に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図るとともに、地理空間情報やドローン等の活用による情報収集・提供を進め る。

2-2-4 倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、市町村、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する必要がある。

**再掲** 2-2-5 平時からの備蓄の管理や、災害発生時は国・県・市町村・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため国が整備している新物資システム（B-PLo）の利用を推進する。

2-2-6 孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路 等）を把握し、孤立可能性集落ごとの対応方針を定める。

**再掲** 2-2-7 除雪を確実に行うための除雪機械の充実、スノーステーションや雪寒事業対策必要箇所の整備、民間委託を含めた除雪体制の強化に努める。

(救助・救援活動等の確保)

- 2-3-1 救助・救援活動を持続的に行うため、広域防災拠点の整備、機能強化、警察施設や消防施設の活動拠点の耐災害性の強化、消防車両や資機材等の充実強化を図る。
- 2-3-2 広域防災拠点のうち中核的応援受入拠点については、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察が選定等しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模や災害ハザードなどを勘査して、関係機関において協議の上、指定する。
- 2-3-3 正常性バイアスによる逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や支え愛マップの作成による支え愛活動を促進する。
- 2-3-4 避難所の開設・運営の活動体制の構築や、運営支援を担う地域における避難所サポーターの育成を推進する。
- 2-3-5 一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、市町村における福祉避難所の確保を支援する。
- 2-3-6 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。
- 2-3-7 消防局における救急救命士の確保・充実、救急自動車の計画的な更新の推進、ドクターへリや医師搭乗型消防防災ヘリの運用体制の充実等、救急搬送体制の確立を図る。
- 2-3-8 市町村と連携し、消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図るとともに、市町村における必要な車両・資機材等の充実の推進を図る。
- 2-3-9 大規模地震で電気やガスが長期に途絶しないよう、施設の耐震化の推進と併せて、各エネルギー事業者と供給体制の構築を図る。
- 2-3-10 防災拠点にあっては、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入を検討し、電力確保対策とバックアップ機能の強化を図る。
- 2-3-11 救助・救援、医療活動に支障が出ないよう、緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等への燃料供給体制の確保を推進する。
- 2-3-12 災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を図る。
- 2-3-13 災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、他府県との合同訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受け入れ体制の整備等の取組を推進する。

2-3-14 災害時の救援等のため、大型ヘリやホバークラフトを活用し、実働組織（自衛隊・警察本部・消防局・海上保安庁）等と連携した迅速な対処を実施する。

（保健・医療・福祉機能の確保）

2-4-1 災害直後からの医療機関・福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬などの必要な物資の移動についても留意するものとする。

2-4-2 災害拠点病院については、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、自家発電機による稼働体制の維持に加え、耐震化や耐水化及び給水設備の整備を推進する。

2-4-3 多数の傷病者を円滑に受け入れるため、災害拠点病院と連携する地域の医療施設について、耐震化や非常用電力の確保等を図る。

2-4-4 人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、非常用電源や水道等の関連するライフラインの機能強化を図る。また災害による施設損壊や大規模浸水等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請や避難の実施等、関係機関が連携した体制を整備する。

2-4-5 災害時の医療機能を持続させるため、医療人材の確保・育成を図るとともに、災害関連死の防止体制を強化する。

2-4-6 災害現場での迅速・的確な活動の確保を図るため、被災地への DMAT（災害派遣医療チーム）派遣体制を確保する。

2-4-7 要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱を推進する。

2-4-8 大規模災害時において、県災害対策本部の下に設置する保健医療福祉対策統合本部により、円滑な応援要請・情報収集等の体制を確保し、迅速な支援に繋げるため、マニュアル等の策定・見直しや訓練等の実施により実効性を高める。

2-4-9 避難生活中における生活機能の低下や要介護度の重症化といった二次被害を防止するため、被災地への DWAT（災害派遣福祉チーム）派遣体制を確保する。

2-4-10 迅速な保健医療福祉支援活動のための指揮調整機能の低下を防ぐため、保健医療福祉対策統合本部や保健医療福祉対策支部における指揮調整の支援を行う DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣体制を整える。

2-4-11 被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要の拡大に対応するため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）派遣体制を確保する。

2-4-12 新興感染症の発生・蔓延時に一元的に感染対策を行う新たな組織を整備・運用すると共に、医療機関等と連携し、有事に備えた医療提供体制確保に取り組む。

(避難生活環境の確保)

2-5-1 住民の積極的な避難を促進するとともに災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設・避難者の受け入れ態勢の確立や、スフィア基準を踏まえた避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備、適切な食事の提供、入浴機能を持つコンテナの活用、空調設備の設置等）を図る。

2-5-2 避難所におけるインフルエンザ、新型コロナ感染症などの感染拡大防止対策を推進する。特に、災害時における新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄などについて、必要に応じて、市町村と相談の上で県がガイドラインを作成するなど、市町村の取組を推進するとともに、県と市町村が連携して、避難所以外の親類宅などへの分散避難の考え方など、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、県民への周知、啓発を行う。

2-5-3 感染症の専門家によるDICT（災害時感染制御支援チーム）の受入れ体制を構築し、避難所等における感染症対策の強化を推進する。

2-5-4 災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。

2-5-5 避難所にもなる小中学校におけるトイレの洋式化、バリアフリー化等の整備や被災地支援のためのキッチンカー・トレーラーハウス等の登録充実により、避難所の生活環境の向上を図る。

(避難所備蓄)

2-5-6 避難生活に必要な物資等は、輸送道路が寸断されることを想定し、可能な範囲で指定避難所の中や、地域の中に備蓄場所を確保して備蓄することを検討する。

2-5-7 避難所におけるライフラインの途絶に備え、燃料備蓄を進めるべく、LPガスタンクの設置や再生可能エネルギー設備の整備を推進する。

### **3. 行政機能の確保**

- 3-1-1 大規模災害時において、迅速な活動が行えるよう警察職員の招集体制を整備するとともに、平時より訓練、指導の実施や装備資機材の充実等を推進する。
- 3-1-2 大規模災害時の交通のマヒを低減するため、交通監視カメラや交通情報板による情報伝達体制を充実・強化する等交通管理システムの強化を図る。
- 3-1-3 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。
- 3-2-1 行政機関は災害発生直後から、災害対策本部及び支部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となる。このため、防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する。
- 3-2-2 各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
- 3-2-3 県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組の一層の促進を図り、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。
- 3-3-1 災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、市町村が導入する「被災者支援システム」の円滑な運用など、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。
- 3-3-2 デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の整備の機能強化・維持を図る。
- 3-3-3 市町村圏域を超えた広域的な災害に対応するための拠点として、広域応援入機能、資機材・物資の備蓄機能及び救援物資の中継・配分機能等災害時の応急対策に必要となる機能を総合的に満たすことができる施設を指定する。
- 3-3-4 災害時に県、市町村、自衛隊、警察、消防等関係機関との情報共有により災害対応を円滑、迅速かつ効率的に行うとともに、スムーズな広域支援を実施していくため、「総合防災情報システム」を広島県と共同で運用する。

## 4. 情報通信機能の確保

- 4-1-1 情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通物流等の情報を広域的、継続的に配信する必要がある。このため、情報収集と配信を行う行政、情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。
- 4-1-2 情報提供を可能とする体制の強化のため、5G（第5世代移動通信システム）などの無線通信網の整備を推進する。
- 4-1-3 県民、外国人観光客を含む来県者等の迅速な避難行動を促すため、テレビ、ラジオが中断した場合であっても、多様な情報伝達手段によって、情報提供を可能とする体制の強化を図る。
- 4-1-4 長期間の停電が発生した際ににおいても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。
- 再掲 4-1-5 情報伝達手段の不感地帯を極力無くすため、衛星通信機器の導入を検討する。

## 5. 地域経済活動の維持

(経済活動、サプライチェーンの維持)

5-1-1 大規模自然災害時や、新興感染症などの新たなリスク等における事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定を促進する。

5-1-2 北海道胆振東部地震で問題となった大規模停電（ブラックアウト）による経済的損失を最小限に留めるため、民間企業や農林水産業者に対し自家発電機等の設置を支援するなど BCP 実効性の向上を促進する。

5-1-3 金融機関、県内商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。

5-1-4 太平洋側の経済活動をバックアップするため、大都市圏からの本社機能等の県内移転、海外に進出していた製造拠点等の国内回帰や海外企業の日本への拠点設置を促進する。

5-1-5 輸送基盤の防災・減災対策を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。特に、新型コロナ感染症により明らかとなった、サプライチェーンリスクに対応するため、サプライチェーンの一極集中是正として国内回帰・多元化を図る。また、電力会社、ガス事業者等の施設の耐震化や業務継続計画（BCP）による災害対応力の強化を図る。

5-1-6 災害発生時において、工業用水関係施設が甚大な被害を受けない様に、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。

5-1-7 災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

5-1-8 山林の荒廃を抑制するため、指定管理鳥獣の適正な管理による植生の食害等を防止するとともに、路網整備や機械導入等、林業の生産力強化に向けた取組を推進する。

(交通インフラネットワーク整備)

5-2-1 東日本大震災では、太平洋側のネットワークに機能不全が生じ、日本海側の道路・鉄道・港湾等が、救助・救援やその後の復旧活動等に全面的に活用されたことから、南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化によるネットワークの多重性・代替性の確保に取り組む。

5-2-2 国土の強靭化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、山陰道の北条道路の整備、山陰近畿自動車道の南北線（鳥取～覚寺間）の整備、境港や鳥取港から高速道路網へのアクセス

改善等の交通物流のミッシングリンクの解消と米子自動車道等の高速道路の付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。

5-2-3 災害発生時の鳥取砂丘コナン空港等の空港機能の早期復旧及び業務継続体制の強化を図るとともに、鉄道施設の耐震対策や交通結節点である米子駅等の鉄道駅の耐震化等により、ブラックアウトを含む災害への対応力向上を図る。

5-2-4 分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化については、全国の高速鉄道ネットワークとのアクセス改善等そのあり方を検討していく。

5-2-5 国土の基軸となる高規格道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動ための機能強化を図る。

5-2-6 物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策の実施や機能向上を図るとともに、交通ネットワークの代替性を強化する。

5-2-7 救援物資の円滑な流通のため、民間物流施設等を活用した物資輸送拠点の指定を進め、被災現場のニーズを踏まえた救援物資の輸配達体制を確保する。

5-2-8 道路ストック点検と鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送道路等の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

#### （港湾・鉄道機能の強化）

5-2-9 災害発生時の経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾、漁港の機能強化を推進する。

5-2-10 境港の外港昭和南地区国際コンテナターミナルの整備及び老朽化した外港昭和北地区の上屋整備（高度化）を計画的に推進するとともに、外港竹内南地区貨客船ターミナルや境漁港高度衛生型市場・漁港を活用し、北東アジアゲートウェイ「境港」の強靭化を推進する。

5-2-11 災害発生直後からの道路啓開の活動とともに、道路の被災状況や優先港と接岸岸壁を考慮しつつ、機能停止に陥った港湾・漁港の早期の回復を行う活動（航路啓開）の実効性を高める取組を進めるとともに、監視カメラの活用により、監視機能の強化を図る。

5-2-12 鳥取港においては、航路埋塞ならびに港内静穏度不足の両課題を解決するため、主要航路切替に必要な整備を推進する。

5-2-13 大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県と県内市町村のJR西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通物流の多重化・代替性の確保を図る。

5-2-14 地域未来戦略の動きを踏まえた大都市圏からの本社機能等の県内移転、海外に進出していた製造拠点等の国内回帰や海外企業の日本への拠点設置を促進する。

5-2-15 鳥取県道路啓開計画は、地震・津波時を想定した計画であることから、さらに複合災害の発生等、過酷な災害状況を想定した計画にする等内容の強化を図る。

#### (食料等の安定供給)

5-3-1 豊かな森林資源の活用、評価の高い農畜産物及び豊富な水産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。また、境漁港高度衛生管理型市場・漁港の整備等、水産物の供給拠点の機能強化を併せて推進する。

5-3-2 県内地方卸売市場の衛生面・防災面の機能強化を目指し、生鮮食品等の安心・安定供給体制を推進する。

5-3-3 地震や豪雪・台風などによる農畜産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。

5-3-4 地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れる土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を進める。

5-3-5 境漁港の係留岸壁について、耐震化対策及び機能強化（増深）を推進する。

5-3-6 災害発生時には、被災・停電等による給油所の営業停止や道路機能の麻痺による燃料の供給量不足により需要者まで燃料が供給されない恐れがあるため、給油所の防災力向上や県民への自家用車等も含む平時からの燃料備蓄を呼びかける。

#### (用水の安定供給)

5-4-1 災害時における渇水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、農業水利施設の耐震化及び長寿命化を含めた維持管理と機能強化を図る。また、人材やノウハウの強化等についても進める。

5-4-2 施設の老朽化や気候変動への対策として、上水道、工業水道、農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を図る。

5-4-3 渇水時には関係者の情報共有を緊密に行う必要があるため連絡体制を整備し、取水制限など必要な対応を行う。

5-4-4 渇水対策及び災害時の代替水源として災害時協力井戸など地下水活用に取り組むなど、事前に渇水・高温対策計画の検討を推進する。

5-4-5 渇水時の対応を迅速かつ、適切に実施するため、あらかじめ渇水対応のタイムラインを作成・公表に努める。

## 6. ライフラインの確保及び早期復旧

(エネルギー供給ネットワークの維持)

6-1-1 大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策や多重性・代替性の確保の取組を促進する。

6-1-2 電力の長期供給停止や大規模停電（ブラックアウト）を回避するため、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務継続体制の検証等、災害対応力の強化を図る。

6-1-3 台風、短期的・局地的豪雨による出水等においても、水力発電用の導水設備等の機能が保持されるよう、定期的な点検・診断、適切な維持管理、修繕・更新を図る。また、土砂災害警戒区域等において人家等に影響を及ぼす可能性のある導水施設等については、ハザードマップへの記載等により地域住民へ公表し、周知を図る。

6-1-4 ガス、石油等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保は不可欠であるため、ガス供給に係る中低圧本支管の耐震化を推進するとともに、官民連携による石油供給ルートの維持を図る。

6-1-5 空港、港湾機能の維持又は早期復旧を図り、地域経済における物流ルートを確保できるよう、鳥取空港、鳥取港、境港等の業務継続計画（BCP）の検証等、実効性の向上を図る。

6-1-6 災害発生時の電力需要の逼迫に備え、官民が連携し、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入拡大を促進する。

6-1-7 地域に存する資源を有効に活用し、木質バイオマスや小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入を進め、風力や太陽光、温泉熱、地中熱についても、技術進歩を踏まえながら、更なる導入拡大を図る。

**再掲** 6-1-8 災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。また、県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、地域におけるエネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

(上下水道等の供給)

6-2-1 地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路やポンプ場・終末処理場等の耐震化・耐水化、老朽化対策、BCPによる機能継続を図る。特に埼玉県八潮市で発生した下水管渠を起因とする道路陥没事故と同様の事例が発生しないよう、全国特別重点調査で対策が必要とされた管渠の老朽化対策工事を速やかに実施する。また、国において議論されている下水管渠の今後の点検・調査・診断のあり方

の検討状況を踏まえ、点検等の方法や頻度の見直しを行う。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時協力井戸の普及を図る。

6-2-2 避難所における身体的な負担を軽減するため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、トイレカーの運用、マンホールトイレシステムの整備、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化を推進する。

6-2-3 工業用水道については、管路、取水施設、浄水施設、配水池等の老朽化対策や耐震化等の施設整備を進める。

6-2-4 液状化に起因する建物被害予測等を踏まえ、地域の実情にあった防災・減災対策や早期復旧対策等の取組を推進する。また、マンホールの浮上防止など、液状化対策の最新技術を積極的に導入し、液状化対策の実効性向上を図る。

6-2-5 組立式給水タンクの備蓄や既存受水槽の活用等により、給水車による応急給水効率の向上を図る。

6-2-6 早急な施設復旧を行うため、被災自治体による初動対応を確認・整理し、広域支援体制へのスムーズな移行体制を整える。

6-2-7 避難所等の重要施設（応急給水拠点等）につながる主要管路の耐震化を優先的に進めることにより、被災時の最低限の上下水道機能の確保を図る。

6-2-8 渇水対策及び災害時の生活用水の供給のため、災害時協力井戸などの取組を推進する。

6-2-9 ライフラインの途絶の早期復旧を図るため、平時より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

#### (地域交通ネットワークの維持)

6-3-1 輸送ルートの確実な確保や地域間の輸送ルートの代替性確保のため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消及び整備推進、幹線道路ネットワークの整備推進及び緊急輸送道路等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策を着実に推進する。

6-3-2 橋梁を含めた道路インフラをはじめ、鉄道施設、港湾等の交通インフラの老朽化については、予防保全による修繕等の取組を推進する。

6-3-3 地域交通の維持のため、交通情報板や交差点制御機の整備等による交通管制の高度化、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。

6-3-4 液状化危険度予測や路面下空洞調査を踏まえた対策を実施するほか、豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧対策等の取組を推進する。

6-3-5 中山間地域等における多様な主体が管理する道路を把握し、避難路や代替輸送路の確保のため、災害時の迂回路となる農道や林道の必要な整備を進める。

6-3-6 道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組を進める。

**再掲** 6-3-7 橋梁等の専門性が高い業界と新たに協定締結するなど、災害発生時の緊急対応を強化する。

**再掲** 6-3-8 物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策の実施や機能向上を図るとともに、交通ネットワークの代替性を強化する。

**再掲** 6-3-9 除雪を確実に行うための除雪機械の充実、スノーステーションや雪寒事業対策必要箇所の整備、民間委託を含めた除雪体制の強化に努める。

## 7. 二次災害の防止

(大規模火災、広域複合火災)

- 7-1-1 地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。
- 7-1-2 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに耐震性貯水槽の整備等を進める。
- 7-1-3 工業用地等での火災、煙、有害物質等の流出を伴う広域複合火災により、周辺生活環境や経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう関係機関による対策の促進及び災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組を推進する。
- 7-1-4 地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察・消防等の体制や装備資機材等の更なる充実強化を図るとともに、消防団、自主防災組織等の充実強化やDMAT（災害派遣医療チーム）や緊急消防援助隊の活動確保、防災関係機関間での訓練の実施、車両・資機材の充実等、初動対応力の向上と救助・救急体制及び受援体制の充実強化を図る。
- 7-1-5 身を守る行動について、自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
- 7-1-6 大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織の充実強化を図る。また、地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化、関係団体との協定等の水利確保の取り組みを推進する。
- 7-1-7 中国電力株式会社及びNTT西日本株式会社は、県と締結している協力協定に基づき、平時から優先的に停電・通信復旧が必要となる重要施設等災害対応に必要な情報を共有するなど、特に連携体制を整備する。
- 7-1-8 大規模災害による建物の倒壊等で幹線道路が閉塞した際に、代替輸送として迂回道路を指定することや、陸路以外での輸送手段を検討するとともに、公共交通事業者等との協力を強化するなど、複数の輸送手段の確保やリダンタンシーの確保に向けた取組を推進する。
- 7-1-9 倒壊による交通麻痺を回避するため、輸送事業者、道路管理者（国、県、市町村）及び警察等の関係機関で回避手段を検討し、連携体制を整備する。
- 7-1-10 複合災害の発生等による混乱期においても、限られた人員・資機材等を効率的、効果的に配置できるよう、どのような災害にも対応できるよう被災シナリオの見直しを含め、業務継続計画（BCP）の作成、見直しを図る。

(ため池、ダム、農地・森林等)

7-2-1 ため池決壊による下流地域の浸水被害等の二次災害を防止するため、防災・減災対策、ハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。

**再掲** 7-2-2 ダムの緊急放流等による河川の氾濫被害に対応するため、下流域住民へのダム放流に関する迅速かつ確実な情報伝達を図り、早期の避難行動に対応できる体制の継続を推進する。また、ダム下流域における避難訓練・住民説明会等の取組を推進する。

7-2-3 大規模地震や台風等の豪雨、短期的・局地的豪雨等において、治水や発電用等のダム、土地改良施設（排水機場、頭首工等）の機能が保持されるよう鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき施設点検と予防保全型管理を推進するとともに、耐用年数を迎えるダム管理設備等の計画的な更新・改良を図る。

7-2-4 大規模な土砂災害に伴う土砂ダム形成や流木流出による河川閉塞、土砂・洪水氾濫等の二次災害防止のため、土砂災害防止施設や治山施設の整備等を推進する。

7-2-5 農地が持つ洪水防止、土砂崩壊防止、土壤侵食防止等の多面的機能を維持するため、田んぼダムの取組や継続的な営農活動を行う活動組織等を支援するとともに、外部団体との連携等による活動組織の体制強化を促すことにより、農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組を推進する。

7-2-6 森林の荒廃防止及び森林の持つ国土保全機能の保全・發揮のため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、造林、間伐等の適正な森林整備や林道等の路網整備、総合的かつ効果的な治山対策等を計画的に推進する。また、野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

**再掲** 7-2-7 山林の荒廃を抑制するため、指定管理鳥獣の適正な管理による植生の食害等を防止するとともに、路網整備や機械導入等、林業の生産力強化に向けた取組を推進する。

7-2-8 防災重点農業用ため池の点検時に山間地等のため池の位置を迅速かつ正確に把握するため、「ため池防災支援システム」の活用を推進する。

(有害物質)

7-3-1 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、PCB廃棄物の保管事業者に対してPCB汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。

7-3-2 河川、港湾等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を防止するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組を推進する。

(風評被害)

7-4-1 大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制強化を図る。

## 8. 迅速な復旧・復興

(大量の災害廃棄物)

8-1-1 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、県の災害廃棄物処理計画について、状況の変化や近年の災害で判明した課題を踏まえて適宜、適切な見直しを行う。

8-1-2 市町村災害廃棄物処理計画の改定や訓練の支援により、計画の実効性を高める。

(人材等の不足)

8-2-1 災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を図り、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。

8-2-2 建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性のキャリアアップ、活躍推進に向けた取組を推進する。

8-2-3 平時から次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる機会を整え、災害時の合意形成を含めた復興事業を円滑に実行できる環境整備を進める。

8-2-4 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、災害時応援協定に基づく初動調査を迅速に実施できるよう体制を構築する。必要に応じて技術的支援を行うTEC-FORCEの派遣等、国との連携を強化する。また、インフラ維持管理や災害復旧を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者等の確保育成、職員が不足している市町村に対する技術的支援を推進する。

8-2-5 復旧・復興に必要な中長期派遣要員を確保する。

8-2-6 被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、人材育成や円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。

8-2-7 被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材不足確保に向けた対策の推進を図る。

8-2-8 災害発生時の医療機能を持続するため、医療人材の確保・育成を図るとともに、医療従事者の職場の喪失による流出を防ぐため医療機関の耐災害性を高める。

8-2-9 大規模災害の被害から迅速に復興するため、事前復興計画の作成準備を促進する。

8-2-10 鳥取県社会福祉協議会を災害中間支援組織として位置付け、災害時において災害支援団体等の活動支援及び活動調整を円滑に行うための体制整備を図る。

(文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等)

- 8-3-1 文化財の災害による被害防止・軽減のため、施設の耐震対策・防火対策等を推進する。
- 8-3-2 史跡等の石垣悉皆調査及び石垣耐震診断に基づく保全対策に努めるとともに、災害リスクの高い斜面等に史跡等が所在する場合は、水害・老朽化対策を推進する。
- 8-3-3 災害により文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や市町村の文化財ハザードマップ作成の支援、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。
- 8-3-4 文化財の被災に備え、修復技術の伝承と必要な実技研修の実施を推進する。
- 8-3-5 コミュニティの崩壊により、建築物等のコミュニティの中で維持されてきた有形文化財に影響する恐れがあるため、コミュニティ活力の維持を図る。
- 8-3-6 地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による地域ハザードマップ作成・訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。
- 8-3-7 地域コミュニティの充実強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、避難行動要支援者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。
- 8-3-8 安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所や避難路となる唐山道等の整備・機能強化を促進する。（大山隠岐国立公園、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、比婆道後帝釈国定公園）

(基幹インフラの損壊)

- 8-4-1 輸送モード相互の連携・代替性の確保による交通ネットワークの多重化を図るため、山陰道の北条道路、山陰近畿自動車道の南北線（鳥取～覚寺間）をはじめとする高規格道路ネットワークの着実な整備の推進とともに、境港外港昭和南地区国際コンテナターミナルの整備を計画的に推進する。
- 8-4-2 緊急輸送道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、交通施設の被害想定の向上に取り組むとともに、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく老朽化対策、耐震化等を推進する。
- 再掲** 8-4-3 物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策の実施や機能向上を図るとともに、交通ネットワークの代替性を強化する。
- 8-4-4 基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

**再掲** 8-4-5 被災家屋周辺の土砂撤去、除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害初期から効果的に機能するよう、人材育成や円滑な受入れと適切な運営ができるような体制づくりを図る。

(長期にわたる浸水被害)

**再掲** 8-5-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。

**再掲** 8-5-2 局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直しを検討する。また、浸水常襲地域においては、市町村や関係機関と連携して、下水道や排水機場の整備等、内水対策を併せて推進する。

**再掲** 8-5-3 特に、洪水による影響が多大となる国管理河川（千代川、天神川、日野川、中海）の計画的な整備や、浸水常襲河川や近年浸水実績のある県管理河川（塩見川、大路川、由良川、加茂川、小松谷川等）の重点的な整備を進めるほか、短期対策として河川堤防強化対策（堤防舗装等）、防災重点農業用ため池の防災・減災対策や継続的な対策として樹木伐採・河道掘削を進める。また、流域治水の取組として、特定とし河川の指定や流域貯留施設（田んぼダム、ため池洪水吐スリット、プール貯留、雨水貯留タンク等）の拡大に向けた取組を推進する。さらに、高波の影響が大きい皆生海岸等の海岸侵食対策や内水浸水被害を軽減させるため、雨水管渠、雨水ポンプ場の整備を促進する。

**再掲** 8-5-4 さらに、想定し得る最大規模の降雨及び中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域図に対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置等による住民への周知等のソフト対策を推進する。

## 9. 横断的分野

大規模自然災害に対する強靭化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、本県の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、7項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには、次のとおり「輝く鳥取創造総合戦略」との相乗効果を高めていくこととした。

### ① リスクコミュニケーション分野

少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要である。このためには、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築、浸水想定区域や浸水ハザードマップの周知・活用、住民が自ら避難基準を決める「避難スイッチ」の作成等に向けた意識醸成が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来県者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築、に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

横①-1 「輝く鳥取創造総合戦略」において、地域DXの取組を推進しており、デジタル技術を活用した災害情報の把握・共有、及び的確な情報発信による迅速な避難行動の促進、防災教育や訓練を通じ、住民の主体的な防災意識・知識の向上等を通じて、自助・共助の推進による防災体制の強化に取り組む。

横①-2 防災情報の提供については、平時の情報通信システムにおけるプッシュ型やプル型の伝達手段の多様化を図り、災害時には警戒避難情報の付加等情報を強化することにより、住民の自発的な避難行動等を促す。また、外国人観光客には、プッシュ型情報通信アプリ（あんしんトリピーなび、SafetyTips等）を介した円滑な情報伝達を図る。さらに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインの活用等の適切な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。

**再掲** 横①-3 情報提供を可能とする体制の強化のため、5G（第5世代移動通信システム）などの無線通信網の整備を推進する。

横①-4 地域コミュニティ構築については、コンパクトな県土を交通物流ネットワークで結節しながら住民自治活動の拠点施設整備を支援する（遊休施設等の活用を含む）とともに、住民による共助や中山間地域等で事業活動を行っている事業者など多様な主体が関わり、暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくりを進め、地域活

動プログラムを充実させる等により地域活性化と地域防災力の向上を併せて推進する。

**再掲**横①-5 他機関連携タイムラインの拡充と確認、建設業協会と連携した水防体制の継続等により水防体制の強化を図る。

**再掲**横①-6 要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターの委嘱を推進する。

**再掲**横①-7 避難生活中における生活機能の低下や要介護度の重症化といった二次被害を防止するため、被災地へのDWAT（災害派遣福祉チーム）派遣体制を確保する。

横①-8 国土強靭化は県と市町村が連携し、総力をあげて取り組む必要があるため、市町村に対する地域計画の策定支援（改定含む）を行い、計画推進に向け積極的に支援する。

## ② 老朽化対策分野

局地化、集中化、激甚化する気象災害の中、建設後50年以上を経過するインフラが急増しており、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、更新が急務となっている。また、少子高齢化が進展するうえで、行政庁舎等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、市町村等の関係機関との連携を図りながら、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靭化を図るための「事前に備えるべき8つの目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

横②-1 これらインフラの機能維持に係る財政負担を軽減・平準化し、最適な配置を実現するため、「鳥取県公共施設等総合管理計画」に基づき、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施する。

横②-2 道路、河川、港湾等の土木インフラについては、「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、個別施設毎のメンテナンスサイクルを構築し、持続可能な社会基盤の構築を図っていく。

横②-3 新技術等の導入を図りながら、維持管理に係る人材を確保・育成し、適切な管理体制を整備する。

## ③ 研究開発分野

人口減少社会やポストコロナ時代の「新たな日常」において国土強靭化を推進するうえでは、Society5.0時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用していく必

要がある。また、新たな防災技術の開発による、効率的な防災減災の取組の推進のほか、先端技術を活用した製品の開発・生産により他地域の産業機能のバックアップを図る必要がある。このため、個別に設定する分野の枠組みを超えて、産官学の連携、新技術開発・活用の促進に向け、研究開発分野を設定する。

横③-1 研究開発分野の方向としては、豊富な森林等の本県が持つ資源を有効に活用するとともに、気候変動を踏まえたカーボンニュートラルの実現を目指し、次世代エネルギーに関する知見の集約化、研究開発及び人材育成の拠点化を図る。

横③-2 レーダー探査車を活用した路面下空洞調査、デジタルトランスフォーメーションの流れを踏まえ先端技術や IoT ネットワークを活用したタブレット等を用いた点検、点検結果の自動作成等インフラ維持管理システムの構築による維持管理・更新の効率化や、無人航空機（ドローン等）を用いた 3 次元測量とそのデータに基づく ICT 機械施工等の i-Construction の促進による建設生産性の向上等に取り組む。

横③-3 人工知能（AI 技術）や IoT 等の更なる技術革新の活用を図りながら国土強靭化の推進と、生産コストの縮減とともに新たな産業の成長に向けた取組を進める。

#### ④ 人口減少対策分野

「輝く鳥取創造総合戦略」は、地域創生のさらなる進化を目指して作成するもので、人口減や新興感染症、多様なグローバルリスクといったあらゆる危機を乗り越え、一人ひとりが生き生きと輝く社会の構築を目的としている。

これまで、自然の豊かさや歴史・文化等の貴重な地域資源を活かしながら持続的に発展していくことができるよう、「人口減少を食い止める」対策と「人口減でも持続的で活力ある地域をつくる」対策を両輪で推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和 5 年に発生した台風 7 号災害でインフラや産業基盤に甚大な被害をもたらすなど、地域の持続可能性を左右するターニングポイントに直面していると言える。

人口減少・少子高齢化が国や地域の安定を揺るがす根源的な課題であることは間違いないが、新興感染症の拡大、自然災害や気候変動の増大など、あらゆる脅威と対峙していくに欠かせない、デジタル技術や官民の垣根を超えたパートナーシップを最大限に発揮しなければならない。

これらの取組を下支えするのが社会インフラであり、交流・物流の拡大を支える交通物流ネットワークの確保等の社会基盤の整備、災害に対応できる浸水・土砂災害対策や道路防災対策等の安全・安心な県土づくりが不可欠となる。

このように、本県の国土強靭化における取組は、人口減少下での持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、この成果は平時の「輝く鳥取創造総合戦略」にも資することになるため、この戦略と相乗効果を高めながら調和させていく必要がある。

## ⑤ 人材育成分野

横⑤-1 市町村と連携し、自主防災組織率の拡充を含めた地域住民全体による活動人員の確保・育成を推進する。

横⑤-2 災害発生時の人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援等も想定した各種の実践的な訓練等により人材の育成を推進する。また、災害発生時の医療機能の持続するため、災害時医療に携わる人材の確保と育成を図るとともに、体制整備を進める。

横⑤-3 迅速な復旧・復興を図るため、避難所の運営管理、罹災証明書交付等の災害対応を実施する市町村職員の育成支援を推進する。

横⑤-4 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。

**再掲** 横⑤-5 建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性のキャリアアップ、活躍推進に向けた取組を推進する。

横⑤-6 災害の専門家、建設業等の技術者に加え、防災ボランティア活動及びその後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダー（防災士（防災リーダー）、避難所運営リーダー等）などの人材を育成する。復興の観点からは、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

横⑤-7 調査が困難な被災箇所等の被災状況把握等にドローンによる調査等を実施するための官民連携の「ドローン・レスキューユニット」の平時からの準備として、あらかじめドローンを操作する職員と保有ドローンを登録し、研修等による人材育成を図る。

## ⑥ 官民連携分野

横⑥-1 住民や民間団体、事業者による防災対策に係る取組を推進するとともに、被災者支援を行うNPO、専門ボランティア団体等の災害支援団体の活動を調整する「災害中間支援組織」を設置し、官民連携による被災者支援体制の充実・強化を図る。

横⑥-2 飲料・食料等の生活関連物資や医薬品、燃料等の必要物資の確保と輸送、医療従事者の確保に係る民間事業者や業界団体との協定の締結を推進する。また、連携を反映した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。民間企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

**再掲** 横⑥-3 橋梁等の専門性が高い業界と新たに協定締結するなど、災害発生時の緊急対応を強化する。

横⑥-4 民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。

横⑥-5 住宅の耐震化については、建築士事務所協会等と連携した広報活動や、自治会等と連携した勉強会を実施し、官民連携を図り、住宅耐震化を推進する。また、住宅以外の不特定多数が利用する建築物の耐震化についても、建築士事務所協会等と連携して推進する。

横⑥-6 災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援を進めるとともに、災害対応や復旧・復興に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供、SNS の活用などの取組を推進する。

## ⑦ デジタル活用分野

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化している。このような社会情勢において、人手不足の解消や、作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AI や IoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靭化施策の高度化が急務となっている。

このため、防災・減災分野においても、頻発する大規模自然災害等に対応し、安心安全な生活環境を維持するために、防災 DX の推進により、災害対応の高度化と効率化を図ると共に、災害情報の的確な収集・共有を推進する。

**再掲** 横⑦-1 国が構築する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）により防災関係機関同士の情報共有及び新物資システム（B-PLo）による物資調達や輸送を円滑にするとともに、速やかな情報発信により県民に対して適時的確な避難行動を促すため、鳥取県防災情報ポータルや県ホームページ等を活用した情報伝達などを行う。

横⑦-2 大規模自然災害の発生時においても、県ホームページや鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）、総合防災情報システム（広島県との共同構築）等のデジタル媒体の活用を推進し、市町村との連携により情報の共有や広報活動等、DX を活用した災害発生時の情報収集・伝達体制を強化することにより、災害時の的確な避難を推進する。

横⑦-3 鳥取県自治体 ICT 共同化推進協議会における市町村の被災者支援システム導入・運用支援、避難所運営効率化やマイナ救急等のマイナンバーカードの活用等、ICT を活用した円滑な被災者支援体制の構築を図る。

### 3. 個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組の集合体であるが、これら個々の取組は、IV3で定義したとおり、5つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靭化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的な施策を再整理し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国、県、市町村、民間等との連携等に留意して施策の推進を図る。

#### (1) 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）

- ・ 災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や適切な避難情報の発出を図る。その際、外国人観光客を含む来県者等の迅速な避難行動を促すため、多様な情報伝達手段による情報提供の体制強化を図る。
- ・ 災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、飲料水等の生活関連物資の確保に必要な関係団体との協定を締結する等、関連機関が連携して流通備蓄を含めた非常用物資の備蓄量を確保する。また、長期間の停電が発生した際ににおいても指定避難所の機能、生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策についても取組を推進する。
- ・ 消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図る。
- ・ 復旧・復興に向けた防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、電力や情報通信回線の確保・複数化などの機能強化により、災害対応力の向上を図る。
- ・ 各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性の向上のための訓練等の取組の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務継続体制の強化を図る。
- ・ 県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組の一層の促進を図り、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。
- ・ 災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、市町村が導入する「被災者支援システム」の円滑な運用やマイナンバーカードの活用など、デジタルトランスマフォーメーションの取組を推進するとともに、情報通信基盤の機能強化・維持を図る。
- ・ 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。

## (2) 住環境分野（住宅・都市、環境）

- ・居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設の耐震化とともに、家具類転倒防止や天井などの非構造部材の落下防止、ブロック倒壊防止等の対策を促進する。併せて、住宅密集地での感震ブレーカー設置、市町村による耐震性貯水槽の設置等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。
- ・倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。
- ・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーン等を踏まえ、的確な行動判断の構築に向けた取組を進める。さらに、想定し得る最大規模の降雨及び中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域図に対応した各種ハザードマップの作成などによる住民への周知等を推進する。
- ・市町村、消防局、警察、自衛隊、森林組合等の関係機関と連携・協力を図り、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう、合同で実践的な防災訓練を実施するなど、初動体制を確保する。
- ・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、施設の耐震化・耐水化、老朽化対策、BCPによる機能継続を図る。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時のリダンダンシーの確保のため、災害時協力井戸の普及を図る。
- ・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、県の災害廃棄物処理計画について、状況の変化や近年の災害で判明した課題を踏まえて適宜、適切な見直しを行う。
- ・有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、PCB廃棄物の保管事業者に対して汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。
- ・災害による文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や文化財ハザードマップ作成の支援、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。

## (3) 保健医療・福祉分野

- ・高齢者や障がい者などの要配慮者に対して、手話を通じた防災サインやヨメテル（AI音声認識により通話相手の音声をリアルタイムに文字にして伝えるアプリ）の活用等、多様な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
- ・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保する。特に災害拠点病院では、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、自家発電機による稼働体制の維持に加え、耐震化や耐水化及び給水設備の整備を推進する。

- ・災害現場での迅速・的確な活動の確保を図るため、災害派遣チーム（DMATやDWATなど）の派遣体制を確保する。また、新興感染症の発生・蔓延時の対応チーム（DICT）の受入れ体制を構築するなど、有事に備えた医療提供体制確保に取り組む。
- ・住民の積極的な避難を促進するとともに、災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設・避難者の受け入れ態勢の確立や、スフィア基準を考慮した避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備、適切な食事の提供、入浴機能を持つコンテナの活用、空調設備の設置等）を図る。
- ・避難所の運営体制の構築や、運営支援を担う地域における避難所サポーターの育成を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者そのため、市町村における福祉避難所の確保を支援する。
- ・災害時の支援等にかかる協定の締結の促進、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組を推進する。
- ・鳥取県社会福祉協議会を災害中間支援組織として位置付け、災害支援団体等の活動支援及び活動調整を円滑に行うための体制整備を図る。

#### （4） 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

- ・大規模地震で電気やガスが長期に途絶しないよう、施設の耐震化の推進と併せて、各エネルギー事業者と供給体制の構築を図る。
- ・輸送基盤の防災・減災対策を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。また、サプライチェーンリスクに対応するため、一極集中是正として国内回帰・多元化を図る。
- ・金融機関、県内商工団体、物流事業者及び同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。
- ・電力の長期供給停止や大規模停電（ブラックアウト）を回避するため、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務継続体制の検証等、災害対応力の強化を図る。また、災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。
- ・農地が持つ洪水防止、土砂崩壊防止、土壤侵食防止等の多面的機能を維持するため、田んぼダムの取組や継続的な営農活動を行う活動組織等を支援するとともに、外部団体との連携等による活動組織の体制強化を促すことにより、農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組を推進する。
- ・少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化しているため、人手不足の解消や作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AIや

IoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靭化施策の高度化と効率化を図る。

#### (5) 國土保全・交通分野（交通・物流、國土保全、土地利用）

- ・「鳥取県公共施設等総合管理計画」や「鳥取県インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、防災拠点等施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化を進める。
- ・大規模地震等による被害を最小限に留めるため、港湾施設のみならず、河川堤防、水門・樋門等の耐震化や老朽化対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化・無電力化についても推進していく。
- ・気候変動を踏まえ、河川・海岸堤防等の強化を推進し、被害の最小化を図る。また、発生頻度は極めて低い最大クラスの津波や高潮に対して、海岸堤防の粘り強い構造への機能強化等を図る。
- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。
- ・局地的豪雨や激甚化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直し、浸水常襲地域における内水対策などを検討する。
- ・土砂災害に対して、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、すべり防止施設の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点、避難所及び社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に進める。
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の確保により、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
- ・道路が被災した場合においても、早期の復旧を図るための減災・防災対策や機能強化及び物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする道路ネットワークによる代替性の強化を図る。
- ・南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化によるネットワークの多重性・代替性の確保に取り組む。国土の強靭化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、交通物流のミッシングリンクの解消、付加車線整備や4車線化による機能強化を促進する。
- ・災害発生時の経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾、漁港の機能強化を推進する。

- ・災害発生直後からの道路啓開の活動とともに、道路の被災状況や優先港と接岸岸壁を考慮しつつ、機能停止に陥った港湾・漁港の早期の回復を行う活動（航路啓開）の実効性を高める取組を進める。なお、鳥取県道路啓開計画は、地震・津波時を想定した計画であることから、さらに複合災害の発生等、過酷な災害状況を想定した計画にする等内容の強化を図る。
- ・空港、港湾機能の維持又は早期復旧を図り、地域経済における物流ルートを確保できるよう、鳥取空港、鳥取港、境港等の業務継続計画（BCP）の検証等、実効性の向上を図る。
- ・地域交通の維持のため、交通情報板や交差点制御機の整備等による交通管制の高度化、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
- ・大規模な土砂災害に伴う土砂ダム形成や流木流出による河川閉塞、土砂・洪水氾濫等の二次災害防止のため、土砂災害防止施設や治山施設の整備等を推進する。
- ・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請下請関係の適正化及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者・女性のキャリアアップ、活躍推進に向けた取組を推進する。
- ・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

## 4. 施策の重点化

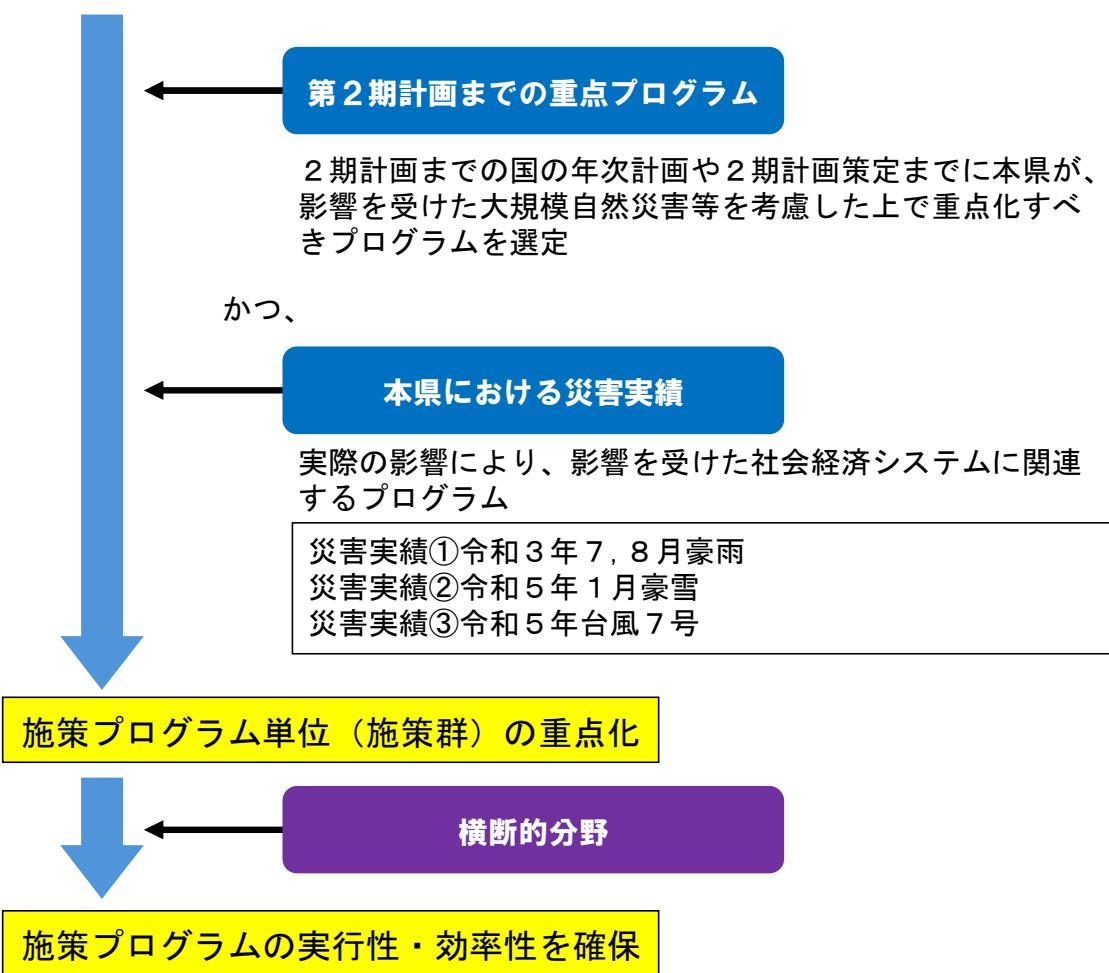
限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

### 【施策重点化のプロセス及び視点】

- ・32の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化。
  - 重点化の視点⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
  - 緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
  - 波及性（他の政策目的への波及効果） 等
- ・重点化したプログラムを充実させるため、横断的分野からの施策を上乗せし、実行性と効率性を確保。

施策プログラムの重点化は、以下のフローで実施する。

### 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための対策プログラム



## 施策プログラムの重点化

過去に発生した各種自然災害による影響や2期計画までの取組を踏まえ、3期計画で重点化すべき施策プログラムを下表のとおり選定した。

起きてはならない最悪の事態 課題の抽出

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（32項目）	2期計画までの重点化アカウム	R3 豪雨	R5 豪雪	R5 台風	プログラム 重点化	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）	◎					
		1-2 津波・高潮による死傷者の発生	◎					
		1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	◎	●	●	●		
		1-4 土砂災害等による死傷者の発生	◎	●	●	●		
		1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	◎		●	●		
		1-6 林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生						
		1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎					
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）	◎					
		2-2 長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）	◎	○	●	●	●	
		2-3 救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エキス-供給の途絶）	◎					
		2-4 保健・医療・福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エキス-供給の途絶）	◎					
		2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎	●			●	
	3. 行政機能の確保	3-1 警察機能の低下（治安の悪化、重大交通事故の多発）						
		3-2 県庁および県機関の機能不全	◎					
		3-3 市町村等行政機関の機能不全	◎					
	4. 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	◎	●	●	●	●	
		5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響（エクスポートの寸断、エキス-供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）	◎					
5-2 交通インフラネットワークの機能停止		◎	○	●	●	●		
5-3 食料等の安定供給の停滞		◎						
5-4 異常潮水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響								
6. ライフラインの確保及び早期復旧	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止（発電電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）	◎		●	●	●	●	
	6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）		●	●	●			
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）	◎	●	●	●	●	●	
7. 二次災害の防止	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生							
	7-2 ため池・ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	◎	●	●	●	●		
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出							
	7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響							
	8. 迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	8-1 大量に発生する灾害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
	8-2 復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域会意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	8-3 貴重な文化財や環境の資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
	8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態							

【凡例】◎：2期計画で重点化プログラムとなっていたもの ●：事態が生じた項目 ○：軽微な事態が生じた項目

プログラムの重点化は、本県で発生した過去の各種自然災害による影響に基づいて行ったものであり、他地域で今後発生した災害事象や最新の知見による形態等を踏まえ、適宜見直しながら柔軟に対応していくこととする。

## VII 計画の推進に向けて

### 1. 計画推進

鳥取県の国土強靭化に向けては、地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められる。

地域計画の推進に当たっては、パブリックコメント等から得られた意見を反映するとともに、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、本県の国土強靭化システムとして、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

#### PDCA サイクルによる強靭化システム

- 【Plan】 先述した【SETP1】～【SETP5】を実施し、本県の国土強靭化システムの指針となる地域計画を策定する。
- 【Do】 地域計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。
- 【Check】 「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。
- 【Action】 現在の社会経済情勢や国土強靭化施策の進捗状況などを考慮して、地域計画の見直しを行う。



## 2. 計画の進捗管理

地域計画の進捗状況は、重要業績指標（KPI）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。特に第2期計画で未達成のKPI および各課横断的なKPIの進捗評価を強化する。また、効率的かつ確実に進捗管理を実行するために、KPI管理データベースを構築し、各担当部署で容易に入力可能とし、最新情報がいつでも確認できる体制づくりを進める。

- ① 毎年の進捗管理と KPI 管理データベースの構築
- ② 中間年の外部評価の実施
- ③ 結果の公表

また、県庁内に設置している「国土強靭化ワーキング会議」を中心とした全庁横断的な体制のもと、市町村・民間との連携を図り、県民とも協働して強靭化を図る。

- ① PDCA サイクルの構築
  - ・ 国土強靭化ワーキンググループの定期的な開催
  - ・ 諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更
  - ・ 民間取組情報の収集
- ② 市町村との連絡会の開催
  - ・ 各施設における市町村取組の把握
  - ・ 市町村が作成する強靭化地域計画との調整

### **3. 計画の見直し等**

#### **(1) 計画の推進期間**

地域計画においては、本県内外における社会経済情勢の変化や国及び県を通じた国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年を推進期間とする。

#### **(2) 計画の見直しへの対応**

計画の中間年（令和10年度）において、有識者で構成する委員会による評価を受けるとともに、その結果は計画の見直しに反映させる。また、社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。（軽微な計画の変更等については、毎年度の推進方策の中で対応する。）

計画推進期間の最終年（令和12年度）には、これまでのKPI等の進捗を確認するとともに、各分野の施策の取組状況を踏まえ、地域計画の全般的な見直しを図るものとする。

#### **(3) 他の計画等の見直し**

地域計画は、本県の国土強靭化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、「鳥取県地域防災計画」をはじめとする国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期鳥取県地域計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図っていく。